



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ここから
- 3 代表者の氏名
荻原悦子
- 4 主たる事務所の所在地
長野県飯山市大字飯山1166番地6
- 5 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者が自立生活を営む、グループホームの運営及びこころの休憩所運営事業を行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リオズスマイル基金
- 3 代表者の氏名
蜜沢あき子
- 4 主たる事務所の所在地
長野県長野市三輪1丁目2番3号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、スリランカの孤児に対して救済、自立支援に関する事業を行い、国際貢献に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人心良の故郷を愛する会
- 3 代表者の氏名
島山初雄
- 4 主たる事務所の所在地
長野県中野市大字永江7454番地1号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域過疎化による高齢者社会を活性化すべく多くの青少年・障害者等を受け入れ交流する。山野草散策を行う事で山道開発に伴う間伐材を持って廃墟を復興し、復興廃墟を青少年・障害者の宿泊使用に利用することで過疎化を防ぎ、それに伴い棚田復興を柱とすべく、そば栽培による過疎化地域の活性化活動を通じ青少年・障害者の人材育成に関する事業を行い、青少年・障害者・高齢者等に対し寄与する事を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はらっぱの会
- 3 代表者の氏名
井上繁
- 4 主たる事務所の所在地
長野県伊那市大字伊那2002番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、主に精神の障害や病気を持っている人等に対して、作業所やグループホーム等の運営に関する事業を行うと共に、当事者、家族、支援者、一般市民等への相談や啓発に努め、よって地域福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人上小地域障害者自立生活支援センター
- 3 代表者の氏名
大星隆亮
- 4 主たる事務所の所在地
長野県上田市中央3丁目5番1号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、上田市、東御市及び小県郡の障害者に対し、各種の情報提供、ケアマネジメント、ピアカウンセリング等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人キッズ
- 3 代表者の氏名
柏原ひろみ
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字今井663番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児者とその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活でき、生活の自己の選択の幅を広げられるよう、生活支援に関する事業を行いもって、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シェイクハンズひかり
- 3 代表者の氏名
小林ふみえ
- 4 主たる事務所の所在地
東筑摩郡波田町6908番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者とその家族に対して、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活でき、自己の選択の幅を広げられるよう、生活支援に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちづくり工房
- 3 代表者の氏名
平林正守
- 4 主たる事務所の所在地
長野県松本市大字島立1054番地15
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と行政に対し、その地域に融合し、より経済的効果を上げられる計画立案に関する事業を行い、地域まちづくりに貢献する。

生活文化課NPO活動推進室

公告

平成17年度長野県工科短期大学第4回専門課程(セミナー)の受講者を次のとおり募集します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

実施場所	教科課程(コース)名	期間	募集人員
長野県工科短期大学校 上田市大字下之郷813-8	シーケンサによるメカニズム制御(第2回)	平成18年 1月16日(月) 1月17日(火) 1月18日(水) の3日間	10人

2 受講対象者

シーケンサによるメカニズム制御の基礎を習得したい者で、入社1年又は2年程度の技術者

3 受講手続

(1) 提出書類

受講申込書(長野県工科短期大学校所定の用紙によります。)

(2) 受付場所

上田市大字下之郷813-8(郵便番号 386-1211)

長野県工科短期大学校 事務局

(3) 受付期間

平成18年1月5日(木)から1月10日(火)まで

4 受講料

4,800円

なお、市販本をテキストとして使用しますので、テキスト代が別途必要です。

5 その他

(1) 受講申込書の請求又は受講についての問い合わせは、長野県工科短期大学校(電話 0268-39-1111)に行ってください。

(2) この課程(コース)の実施内容は、第3回専門課程(セミナー)と同一です。

(3) この課程(コース)の実施に際して収集する個人情報は、この課程のために必要な範囲のみ利用します。

雇用・人財育成課

公告

平成17年度の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者を次のとおり募集します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員等

訓練名	募集人員	訓練期間	授業料(円)	実施場所	実施校
FF/CAM及びFF-Modelerによる金型加工の高速・高精度加工の理論と実際	20	平成18年2月9日 半日間	0	佐久技術専門校	

※ 実際の講義時間は1時間のため授業料は無料とする。

2 受講対象者

機械・電子系等の製造業に在職中の者。

3 受講手続

次のとおり、申し込みを行ってください。

訓練名	受付期間	申込先
FF/CAM及びFF-Modelerによる金型加工の高速・高精度加工の理論と実際	平成18年2月6日まで	佐久技術専門校(0267-62-0549)

4 その他

(1) 授業料の他、テキスト代、材料費等の実費を徴収します。

(2) 詳細は実施校に問い合せてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ使用します。

雇用・人材育成課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生の年月日	患畜の区分	発生頭数	発生場所は又区域
ヨーネ病	めん羊	平成17年12月20日	患畜	1	長野市

畜産課

公告

県営河南地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 縦覧に供する書類
県営河南地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成18年1月6日から2月3日まで
- 縦覧の場所
上伊那郡高遠町役場

土地改良課

公告

平成17年12月26日、佐久市土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

駒ヶ根都市計画火葬場 伊南行政組合 伊南聖苑

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び駒ヶ根市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

駒ヶ根都市計画地域地区（用途地域）

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び駒ヶ根市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年1月5日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

1 許可番号 平成17年7月15日

長野県佐久地方事務所指令17佐地建第17-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字向122-1、122-158

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字長倉3943-1

浅間地所株式会社 代表取締役 小宮山 繁

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年1月5日

長野県上小地方事務所長 田中利明

1 許可番号 平成17年9月26日

長野県上小地方事務所指令17上小地建第14-11号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上田市大字小島字下小島552-1、553-5
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上田市大字大屋243
倉沢商事株式会社 代表取締役 倉沢紀武

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年 1月 5日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

- 1 (1) 許可番号 平成17年 9月22日
長野県松本地方事務所指令17松地建第35-12号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東筑摩郡波田町字南原1482-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市新村1365-イ 山田良平
- 2 (1) 許可番号 平成17年 7月 4日
長野県松本地方事務所指令17松地建第33-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘野村字九里市1093-4、字桔梗ヶ原1464-1、1464-2、1464-4、字角前1829
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千曲市大字磯部567-4 小出なるを
- 3 (1) 許可番号 平成17年11月 9日
長野県指令17建第3-11号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科406-7
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市南原2-14 C-403 矢野目 俊子
- 4 (1) 許可番号 平成17年 8月 2日
長野県松本地方事務所指令17松地建第33-5号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科田沢7039-23、7039-152
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科高家1071-42
塚田不動産株式会社 代表取締役 塚田清光

建築管理課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり行います。

平成18年 1月 5日

長野県公安委員会

- 1 講習の対象者
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」といいます。）を有する者

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年 1月 5日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

- 1 許可番号 平成17年 9月30日
長野県長野地方事務所指令17長地建第11-7号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市臥竜1丁目323-2、324-1、325-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市権堂町2201
長野電鉄株式会社 取締役社長 笠原甲一

建築管理課

公告

長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第18条第1項の規定により、景観形成住民協定を次のとおり認定しました。

平成18年 1月 5日

長野県知事 田中康夫

協定の名称	協定に係る区域の所在地	景観形成に関する事項	認定年月日
市町区本陣裏町まちづくり協定	小諸市	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成17年 12月26日
須原宿景観形成住民協定	木曾郡大桑村	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成17年 12月26日

建築管理課土地・景観室

2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所

(1) 警備業務の区分及び実施期日等

警備業務の区分	実施期日	時間
法第2条第1項第1号の警備業務	A：平成18年2月20日(月)から2月23日(木)まで	午前9時から 午後5時まで
	B：平成18年3月7日(火)から3月10日(金)まで	
法第2条第1項第2号の警備業務	C：平成18年2月15日(水)から2月17日(金)まで	
	D：平成18年2月24日(金)、2月27日(月)及び2月28日(火)	
法第2条第1項第3号の警備業務	E：平成18年3月2日(木)、3月3日(金)及び3月6日(月)	

(2) 場所

長野市旭町1108番地 長野県勤労者福祉センター

3 受講定員

実施期日	定員(人)
A	40
B	40
C	40
D	40
E	30

4 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

- (7) 講習を受けようとする者は、(2)の受講申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。
- (4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。
- (5) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 受付期間

実施期日	受付期間
A	平成18年1月23日(月)から1月27日(金)まで
B	平成18年2月13日(月)から2月17日(金)まで
C	平成18年1月16日(月)から1月20日(金)まで
D	平成18年1月30日(月)から2月3日(金)まで
E	平成18年2月6日(月)から2月10日(金)まで

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 受講申請書の提出

講習受付番号を取得した者は、住所地(県外に住所を有する者の場合にあつては、長野県内の警察署)を管轄する警察署に、実施期日ごとに付されたアルファベット及び講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申請書に次に掲げる書類を添付して、(1)のイの受付期間最終日までに提出してください。

ア 旧資格者証の写し

イ 代理人が受講申請書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

(3) 講習手数料

講習手数料は、受講申請書の提出時に長野県収入証紙により納付してください。

- ア 法第2条第1項第1号の警備業務 23,000円
- イ 法第2条第1項第2号の警備業務 14,000円
- ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 14,000円

5 その他

- (1) 受講申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
- (2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3047)にお問い合わせください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年1月5日

長野県稲荷山養護学校長 菲 澤 久 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
別表のとおりです。
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 納入期限
平成18年3月31日
- (4) 納入場所
長野県稲荷山養護学校
- (5) 入札方法
別表の調達番号ごとに行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」又は「物件の買入れ」の欄の等級区分が、別表の調達番号ごとの等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字野高場1795

長野県稲荷山養護学校

電話 026 (272) 2068

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 別表のとおり
イ 場所 長野県稲荷山養護学校 図書室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成18年1月16日 午後5時(必着)
イ 場所 千曲市大字野高場1795(郵便番号 387-0022)
長野県稲荷山養護学校
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

別表

調達番号	調達区分	調達物品名	数量	入札及び開札の日時	等級区分
1	生徒用ロッカー	教室生徒用ロッカー (県内産カラマツ材、884×1616×460)	56	平成18年1月17日 午前10時	「製造の請負」の欄の B以上
		教室生徒用ロッカー (県内産カラマツ材、1745×1616×434)	11		
		教材収納ロッカー (県内産カラマツ材、884×1616×460)	13		
		教材収納用ロッカー (県内産カラマツ材、1745×1616×434)	9		
		布団収納用ロッカー (県内産カラマツ材、1745×1616×434)	11		
2	生徒用下足入れ	児童生徒用ベンチ (県内産カラマツ材)	15	平成18年1月17日 午前11時	「製造の請負」の欄の B以上
		児童生徒用下足入れ (県内産カラマツ材)	18		
		来客用下足入れ (県内産カラマツ材)	3		
3	パネルヒーターベンチ	パネルヒーターベンチ (県内産カラマツ材)	72	平成18年1月17日 午後1時	「製造の請負」の欄の B以上
4	トイレ用シート	収納式多目的シート (幅725×長さ1600×高さ500)	2	平成18年1月17日 午後2時	「物件の買入れ」の欄の C以上
		収納式多目的シート (幅725×長さ1600×高さ700)	1		
		折りたたみシート	6		

自律教育課